

平成30年11月西郷村農業委員会総会議事録

日時：平成30年11月15日（木）

午後1時30分

会場：西郷村役場第1会議室

（会長挨拶）

- 1 開 会
- 2 定足数の確認
- 3 議事録署名人の選出
- 4 提出議案

（事業計画変更）

- （1）議案第63号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について（事案第4号）

（新規）

- （1）議案第64号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（事案第13号）
- （2）議案第65号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（事案第14号）
- （3）議案第66号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（事案第15号）
- （4）議案第67号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（事案第2号）
- （5）議案第68号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（事案第3号）
- （6）議案第69号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（事案第4号）
- （7）議案第70号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（事案第27号）
- （8）議案第71号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（事案第28号）
- （9）議案第72号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（事案第29号）
- （10）議案第73号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（事案第30号）
- （11）議案第74号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（事案第31号）
- （12）議案第75号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（事案第64号から第70号まで7件）
- （13）議案第76号 農地の現況確認証明について
- （14）議案第77号 農地改良行為（客土等）について

(1 5) 議案第 7 8 号 西郷農業振興地域整備計画の変更について

(1 6) 議案第 7 9 号 西郷農業振興地域整備計画の変更について

5 報 告

6 協議事項

7 その他

8 閉 会

出席委員

- | | | | | | |
|----|------|---------|----|------|----|
| 12 | 金田裕二 | 委員 (会長) | 2 | 真船正康 | 委員 |
| 3 | 圓谷光良 | 委員 | 4 | 上田秀人 | 委員 |
| 5 | 花安紀夫 | 委員 | 6 | 鈴木宗広 | 委員 |
| 7 | 河西美次 | 委員 | 8 | 鈴木武利 | 委員 |
| 9 | 加須我茂 | 委員 | 10 | 鈴木庄一 | 委員 |

農地利用最適化推進委員

- | | | | | | |
|----|-------|----|----|------|----|
| 1 | 近藤富美雄 | 委員 | 4 | 嶋名恵子 | 委員 |
| 5 | 藤井くに子 | 委員 | 7 | 高橋正人 | 委員 |
| 8 | 遠藤知志 | 委員 | 9 | 小野正 | 委員 |
| 10 | 松本孝信 | 委員 | 11 | 岩鍋國雄 | 委員 |
| 12 | 真船浩次 | 委員 | | | |

欠席委員

- | | | | | | |
|---|------|----|----|------|------------|
| 1 | 深谷利男 | 委員 | 11 | 鈴木武男 | 委員 (職務代理者) |
|---|------|----|----|------|------------|

欠席推進委員

- | | | | | | |
|---|------|----|---|------|----|
| 2 | 鈴木正男 | 委員 | 3 | 早山敏男 | 委員 |
| 6 | 相川達也 | 委員 | | | |

本総会に職務のため出席した者の職及び氏名

事務局長 和知正道 事務局次長 大倉昇

午後 1時30分開会

会長挨拶

○事務局長（和知） それでは、定刻になりましたので、農業委員会をとり行います。

初めに、会長より挨拶申し上げます。

○会長（金田） 改めて、こんにちは。

今日はぽかぽか、何か寒さに向かっているにしては暖かいなど、今朝、那須方面はもう白くなっていましたね。冬将軍が間もなくやってくるような気配でございます。

一昨日におきましては、パルセいいざかで県下農業委員推進委員大会に出席いただきまして、誠にありがとうございました。また、年明けてから視察研修も計画しておりますので、その際にぎっちりとお願ひしたいなと思っております。

今日は、かなりの案件、議案も17件、多く入っておりますので、最後まで慎重審議をお願いしたいと思っております。

今年は、先般も農協で米の集荷状況、議会の理事会でいろいろ協議したときに、何とJA夢みなみの中で西郷村が一番集荷率いいです。（以下、省略）

きょうは、最後まで慎重審議お願いして、挨拶にかえさせていただきます。

1 開会の宣告

○事務局長（和知） ありがとうございました。

西郷村農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長が議長となり、議事の進行をお願いしたいと思います。

それでは、議事日程に入ります。よろしくお願ひします。

○議長（会長） それでは、ただいまも話しましたように、今日は分厚いです、議案書を見ていただくと、議案が17件ほどございますので、最後までよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

ただいまから平成30年の第11回の総会を開会いたします。

2 定足数の確認

○議長（会長） 本日、農業委員は12名中10名出席で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。本日、1番深谷利男委員、それから11番の鈴木武男委員が所要のため

欠席の旨、通知をいただいております。それから、推進委員につきましては、2番鈴木正男委員、それから3番早山敏男委員、それと6番相川達也委員が欠席の旨、通告をいただいております。

3 議事録署名人の選出

○議長（会長） 本日の会議ですが、議事録署名委員に4番上田秀人委員、それと5番花安紀夫委員をお願いいたします。

4 議 事

○議長（会長） それでは、早速議事に入らせていただきます。

議案第63号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

〔「一緒に、63号と64号」〕

○議長（会長） 議案第63号と64号も関連がございますので、一括して説明をお願いいたします。

○事務局（大倉） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） ただいまの説明に関連しまして、現地調査を行っております。9番の加須賀委員をお願いいたしましたので、報告をお願いいたします。

○9番委員（加須賀） 9番加須賀茂です。

議案第64号、事案第13号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に伴う現地調査の結果を報告いたします。

平成30年11月7日、私、会長、事務局2名の合計4名で現地の調査及び確認をしてきました。現地調査の結果は、現地調査書のとおりです。地目は畑で、現況も畑として管理されており、譲受人が農地として継続的に利用が見込まれ、周辺の農地等にも影響することなく、特に問題はないと判断いたします。

現況は添付の現況写真のとおりですので、ご確認願います。

以上、現地調査結果の報告を終わります。

○議長（会長） ありがとうございます。

次に、63号、64号についての農業委員会の意見の説明、事務局お願いします。

○事務局（大倉） 7ページをお開き願います。

こちらにつきましては、転用許可を受けたものに関しての許可処分についての事業計画変更申請となります。

左側の写真のとおり、取得する通路の進入路が建築確認法上、4メートル以上ないといけません。今回の場合は、この左側に今まで住んでいた土地と建物を買った上で、裏側になりますが、その畑を使うということで、この進入路も買うという形の申請になっておりますので、問題がないことを確認しました。

続きまして、13ページの農地法の3条の第1項に関しましても、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているため、許可相当と判断いたしました。

以上でございます。

○議長（会長） 説明が終わりました。

それでは、63号及び64号について、一括して質疑に入りたいと思います。ご意見ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（会長） 異議なしの声がございます。

それでは、63号及び64号について採決いたします。

原案のとおり可決決定することに賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） 全員挙手でございますので、議案第63号及び第64号については原案のとおり可決決定いたしました。

○議長（会長） 続きまして、議案第65号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（大倉） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） ありがとうございます。

現地調査を行っております。9番加須賀委員にお願いいたしましたので、現地調査結果の報告をお願いいたします。

○9番委員（加須賀） 9番加須賀茂です。

議案第65号、事案第14号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に伴う現地調査の結果を報告いたします。

平成30年11月7日、私、会長、事務局2名の合計4名で現地の調査及び確認をしてきました。現地調査の結果は、現地調査書のとおりです。地目は畑で、現況も畑として管理されており、また譲受人が第9回定例会にも農地を取得していますので、今後も継続的に利用が見込まれ、周辺の農地等にも影響を及ぼすことなく、特に問題ないと判断いたしました。

現況は添付の現況写真のとおりとなっておりますので、ご確認願います。

以上で現地調査の結果の報告を終わります。

○議長（会長） ありがとうございます。

それでは、次に農地法に基づく農業委員会の意見の説明をお願いします。

○事務局（大倉） 19ページをお開き願います。

農地法の第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているため、許可相当と判断いたしました。

以上でございます。

○議長（会長） 説明が全て終わりました。

これは先々月にも諮った案件の隣接地、●●●の入り口のところでしたよね。

意見ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（会長） 異議なしという声がございます。

それでは、採決に入らせていただきます。

議案第65号について、原案のとおり可決決定することに賛成の農業委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） 全員賛成ですので、議案第65号については原案のとおり可決決定いたしました。

○議長（会長） 引き続き、議案第66号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（大倉） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） ただいまの説明に関連しまして、現地調査を行っております。同じく加須賀委員にお願いしましたので、調査結果の報告をお願いいたします。

○9番委員（加須賀） 9番加須賀茂です。

議案第66号、事案第15号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に伴う現地調査の結果を報告いたします。

平成30年11月7日、私、会長、事務局2名の合計4名で現地の調査及び確認をしてきました。現地調査の結果は、現地調査書のとおりで、地目は田で、現況は畑として管理されており、譲受人が経営規模拡大ということで今後も継続的に利用が見込まれ、周辺の農地にも影響することなく、特に問題はないと思います。

現況は添付の現況写真のとおりとなっておりますので、以下ご確認願います。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

○議長（会長） ありがとうございます。

引き続きまして、農地法に基づく農業委員会の意見の説明をお願いします。

○事務局（大倉） 25ページをお開き願います。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているため、許可相当と判断いたしました。

以上でございます。

○議長（会長） 意見を求める前に、一応設定人の家族が推進委員となっておりますが、議決権を持っていないものですから、そのまま着座のままでという形で承認したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは質疑に入ります。ご意見ございませんか。

〔発言する者あり〕

○事務局長（和知） 71号に、後から5条のほうが出てきますので、そのときにまた詳細説明いたしますので。

ここに2枚の写真ありますが、この写真の上側といいますか、熊倉側のほうに5条の1項で住宅を建てるということで申請が出ていますので、その説明を後から議案第71号でさせていただきます。

○議長（会長） それでは、意見ないようですか、ないようでしたら採決に入らせていただき

ます。

議案第66号について、原案のとおり可決決定することに賛成の農業委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） 全員賛成ですので、議案第66号については原案のとおり可決決定いたしました。

○議長（会長） 続きまして、議案第67号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局（大倉） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） 次に、農地法に基づく農業委員会の意見の説明をお願いします。

○事務局（大倉） 33ページをお開き願います。

こちらの農地区分としましては、第1種農地に該当します。集落接続事業ということで許可相当と判断いたしました。

以上でございます。

○議長（会長） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明について、ご意見ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（会長） 異議なしという声がございます。

それでは、採決に入らせていただきます。

議案第67号について、原案のとおり可決決定することに賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） 全員賛成ですので、議案第67号については原案のとおり可決決定いたしました。

○議長（会長） 続いて、議案第68号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（大倉） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） 次に、事務局より農地法に基づく農業委員会の意見の説明をお願いします。

○事務局（大倉） 42ページ、43ページをお開き願います。

こちら先ほどと同じように、農地区分としましては第1種農地ということで、許可区分の判定としましては集落接続事業となりますので、許可相当と判断いたしました。

以上でございます。

○議長（会長） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（会長） 異議なしの声がございますので、採決に入ります。

議案第68号について、原案のとおり可決決定することに賛成の農業委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） 全員賛成ですので、議案第68号については原案のとおり可決決定いたしました。

○議長（会長） 次に、議案第69号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（大倉） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） 恐れ入ります。おくれましたが、議案第70号についても関連がございます。同一地内でございますので、一括して説明をお願いします。

○事務局（大倉） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） 説明が終わりました。

次に、69号並びに70号の農地法に基づく農業委員会の意見の説明をお願いします。

○事務局（大倉） それでは51ページ及び60ページ、61ページをお開き願います。

こちらのほうは、農地区分としましては第3種農地、先ほどの用途区域の第2種住居地域になってございますので、未線引用途地域内農地ということで、許可相当と判断いたしました。

以上でございます。

○議長（会長） 案内図が、ちょっと地図が不鮮明というかわかりづらいかと思いますが、●●●●のすぐ下というか、公園の西通りのすぐ向かい側という場所です。

（以下、省略）

○議長（会長） それでは、説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご意見ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（会長） 異議なしという声がございます。

それでは、議案第69号並びに議案第70号を一括して採決をいたします。

議案第69号及び70号について、原案のとおり可決決定することに賛成の農業委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） 全員賛成ですので、議案第69号並びに議案第70号については可決決定いたしました。

○議長（会長） 続きまして、議案第71号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（大倉） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） 続けて、農地法に基づく農業委員会の意見の説明、事務局をお願いします。

○事務局（大倉） 69ページ、70ページをお開き願います。

こちらの農地区分につきましては第1種農地ということで、こちらは集落接続事業の許可判断としまして、許可相当と判断いたしました。

以上でございます。

○議長（会長） 説明が終了いたしました。

先ほど3条、第66号議案と関連しております。

それでは質疑に入ります。ご意見ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（会長） 異議なしという声がございます。

それでは採決いたします。

議案第71号について、原案のとおり可決決定に賛成の農業委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） 全員賛成ですので、議案第71号については可決決定しました。

○議長（会長） 続きまして、議案第72号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（大倉） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） 次に、農地法に基づく農業委員会の意見の説明をお願いします。

○事務局（大倉） 78ページ、79ページをお開き願います。

こちらは、農地区分としましては第3種農地の3-a-①の公共施設便益地域内農地となります。それで許可相当と判断いたしました。

以上でございます。

○議長（会長） それでは、説明が終わりましたので、質疑に入らせていただきます。

ただいまの説明について、ご意見ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（会長） 推進委員の方も、意見は申し上げて結構なので、もしありましたらお願いします。

〔「異議なし」〕

○議長（会長） じゃ、質疑なしということでございますので、採決に入らせていただきます。

議案第72号について、原案のとおり可決決定に賛成の農業委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） 全員賛成ですので、議案第72号は原案のとおり可決決定いたしました。

○議長（会長） 続きまして、議案第73号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局、議案の説明をお願いいたします。

○事務局（大倉） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） 次に、農地法に基づく農業委員会の意見の説明をお願いします。

○事務局（大倉） 87ページ、88ページをお開き願います。

こちらのほうは、農地区分としましては第2種農地ということで、許可基準としましては2-a-①の街区形成内農地ということで、許可相当と判断いたしました。

以上でございます。

○議長（会長） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

花安委員。

○5番委員（花安） この鉄塔は、何万ボルト流れているんですか。

○事務局（大倉） すみません、確認しておりません。

（以下、省略）

○議長（会長） ありがとうございます。

そのほかにご意見ございませんか。

〔「なし」〕

○議長（会長） ないようでしたら、それでは採決に入ります。

議案第73号について、原案のとおり可決決定することに賛成の農業委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） 全員賛成ですので、議案第73号については原案のとおり決定いたしました。

○議長（会長） 続きまして、議案第74号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局、議案の説明をお願いします。

○事務局（大倉） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） 次に、農地法に基づく農業委員会の意見の説明をお願いいたします。

○事務局（大倉） 96ページ、97ページをお開き願います。

こちらは、農地区分としましては第3種農地で、許可区分としましては3-a-①の公共施設便益地域内農地となります。それで、許可相当と判断いたしました。

以上でございます。

○議長（会長） 説明が終わりました。

質疑に入ります。ご意見ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（会長） 異議なしということでございますので、それでは採決いたします。

議案第74号について、原案のとおり可決決定することに賛成の農業委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） 全員賛成ですので、議案第74号については原案のとおり可決決定いたしました。

○議長（会長） 続きまして、議案第75号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

○事務局（大倉） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） 以上、農用地利用集積計画7件、説明いただきました。

今の説明について、質疑に入ります。ご意見ございませんか。

〔「異議なし」〕

○5番委員（花安） 異議はないけれども、何かちょっと、30キロと45キロのところがあって、45キロの根拠のほうは何だ。30キロと60キロだと大体思ってやってきたけれども、今回45キロというのが出てきたから、これ何だということだよな。

○10番委員（鈴木） 中をとったということだろ。

（以下、省略）

○議長（会長） ほかにご意見ございませんか。

ないようでしたら、それでは採決いたします。

議案第75号について、原案のとおり可決決定に賛成の農業委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） 全員賛成ですので、議案第75号については原案のとおり決定いたしました。

○議長（会長）　続きますして、議案第76号「農地の現況確認証明について」、事務局の説明を求めます。

○事務局（大倉）　（別紙議案書により説明）

○議長（会長）　この案件につきまして、9番加須賀茂委員に現地調査をお願いいたしましたので、調査結果の報告をお願いします。

○9番委員（加須賀）　9番加須賀茂です。

議案第76号「農地の現況確認証明について」、結果を報告いたします。

平成30年11月7日、私、会長、事務局2名の合計4名で現地の調査及び確認をしてきました。現地調査の結果は104ページの現況確認証明確認書のとおりで、現況は長年にわたり住宅の一部、庭、駐車場、進入路として使用しており、非農地、雑種地になっており、農地性はないと判断しました。

現況は106ページの現況写真のとおりですので、ご確認願います。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

○議長（会長）　ありがとうございました。

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明について、ご意見のある方は。

5番。

○5番委員（花安）　これ本人はわかっているのか、税金が高くなるということ。

○事務局長（和知）　わかっております。

（以下、省略）

○議長（会長）　ほかにご意見ございませんか。

〔「なし」〕

○議長（会長）　ないようでしたら、それでは採決に入ります。

議案第76号について、原案のとおり可決決定するのに賛成の農業委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長）　全員賛成ですので、議案第76号については原案のとおり可決決定いたしました。

○議長（会長）　続きまして、議案第77号「農地改良行為（客土等）について」、事務局より説明をお願いします。

○事務局（大倉）　（別紙議案書により説明）

○議長（会長）　ただいまの説明に関連しまして、地区担当農業委員、加須賀委員に現地調査をお願いしましたので、説明をお願いいたします。

○9番委員（加須賀）　9番加須賀茂です。

議案第77号、現地調査結果の報告について。9番加須賀茂。

議案第77号「農地改良行為（客土等）について」、西郷村農業委員会農地改良届取扱要領第5条の規定に基づく現地調査の結果を報告いたします。

平成30年11月7日、私、会長、事務局2名の合計4名で現地の確認をしました。この案件、現況地目の畑は水はけが悪いため客土し、耕作効率を高くするため土地改良を行い、今後も継続して営農を行うものであります。周辺の農地等に影響することもなく、特に問題はないと判断します。

現況は現況写真のとおりとなっておりますので、ご確認願います。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

○議長（会長）　ありがとうございました。

盛り土ということで申請が上がったものでございます。

ただいまの事務局並びに現況説明において、皆さんからご意見あればお願いします。ご意見ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（会長）　ないようでしたら、採決に入ります。

議案第77号について、原案のとおり可決決定することに賛成の農業委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長）　全員賛成ですので、議案第77号については原案のとおり可決決定いたしました。

○議長（会長）　次に、議案第78号「西郷農業振興地域整備計画の変更について」を議題と

いたします。

事務局、説明をお願いします。

○事務局（大倉） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） ただいま説明あったように、農振除外のための申請による変更案でございます。ここに書いてあるとおり●●●●●の店舗及び駐車場敷地ということでございます。やっと、こちらにもすぐ近くの鈴木委員と推進委員がいらっしゃいますけれども、なかなか買い物にも行くところもないので大変だという声が聞こえていましたので、近々、今日済めば、後でまた正式に転用申請が上がるようです。

ご意見ございませんか。

○5番委員（花安） 雨水槽もつくってもらったほうがいいな。雨水槽、油が流れないように。これ車とめると、必ず車から油が落ちるから、そのときに道路に流れると、下の田んぼに今後影響出てくるということになってくるから、そういったものもやったほうがいいな。

○議長（会長） 次回というか、来月か再来月か、転用、5条転用は。

○事務局（大倉） いや、農振除外は前の案件が除外にならないと次が提出出来ません。西郷村の場合は農政課が随時受け付けしているので、最低でも3カ月以上かかると思います、この農振除外は。

（以下、省略）

○議長（会長） ほかにご意見ございませんか。

〔「なし」〕

○議長（会長） ないようでしたら、それでは採決いたします。

議案第78号について、原案のとおり可決決定することに賛成の農業委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） 全員賛成ですので、議案第78号については原案のとおり決定しまして、意見を出して回答いたします。先ほどの意見を添えて報告いたします。

○議長（会長） 続きまして、議案第79号「西郷農業振興地域整備計画の変更について」、事務局説明をお願いします。

○事務局（大倉） （別紙議案書により説明）

○議長（会長） 説明が終わりました。

ただいまの説明において、皆さんからのご意見を求めます。

〔発言する者あり〕

○議長（会長） 西郷村に住んでくださるといのはありがたいことだから。

（以下、省略）

○議長（会長） ほかにご意見ございませんか。

〔「なし」〕

○議長（会長） ないようでしたら、採決いたします。

議案第79号について、原案のとおり可決決定することに賛成の農業委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（会長） 全員賛成ですので、議案第79号については原案のとおり可決決定いたしました。

5 報 告

○議長（会長） 次に、議案は以上で終わりでございます。

事務局、報告事項ございますか。

○事務局長（和知） 事務局からは報告はございません。

6 協議事項

○議長（会長） 次に協議事項、皆さんから何かございますか。

〔「なし」〕

7 その他

○議長（会長） ないようでしたら、その他、事務局。

（以下、省略）

8 閉会の宣告

○事務局長（和知） 職務代理、今日いないものですから、以上で本日の審議を全て終了いたしました。

本日はいろいろお疲れさまでした。ありがとうございました。

午後 2時55分閉会